

東京都環境影響評価審議会規則 新旧対照表 (平成十五年一月一日施行)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第七十五条の規定に基づき、東京都環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第二条 (現行のとおり)</p> <p>(部会)</p> <p>第三条 (現行のとおり)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、東京都環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第二条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第三条 審議会は、所掌事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 部会は、部会長が招集する。</p> <p>5 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。</p> <p>6 部会の会議については、前条の規定を準用する。</p>

(専門員の部会への所属)

第四条 (現行のとおり)

(庶務)

第五条 (現行のとおり)

(委任)

第六条 (現行のとおり)

(専門員の部会への所属)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、専門員を部会に所属させることができる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。